

湯河原町教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月**31**日

湯河原町教育委員会教育長 石井 朝 方

湯河原町教育委員会規則第2号

湯河原町教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則

湯河原町教育委員会傍聴規則（平成12年湯河原町教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号を次のように改める。

（4）酒気を帯びている者

第3条第5号を削る。

第5条第4号中「かさ、杖」を「傘、棒等」に改め、同条第7号の次に次の1号を加える。

（8）携帯電話その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。